

Tax

Issue P337 – 2021 年 5 月 8 日
日本語翻訳版

Tax Analysis

保険業に関する租税政策ガイドラ インのアップデート —保険契約に関する新会計基準 による税務上の影響についての分 析

Authors¹ :

Natalie Yu

Partner

Tel: +86 10 8520 7567

Email: natyu@deloitte.com.cn

Gloria Su

Director

Tel: +86 10 8520 7655

Email: gsu@deloitte.com.cn

Danna Du

Manager

Tel: +86 10 8512 5409

Email: dadu@deloitte.com.cn

国際会計基準審議会が 2017 年 5 月と 2020 年 6 月に公表した「国際財務報告基準第 17 号——保険契約」（International Financial Reporting Standards 17 – Insurance Contracts、以下「IFRS 17」）と『IFRS 第 17 号』の修正は 2023 年 1 月 1 日より実施される。また、財政部は 2020 年 12 月 19 日に改正後の「企業会計基準第 25 号——保険契約」（财会[2020]20 号。以下、IFRS 第 17 号と合わせて「保険契約に関する新会計基準」又は「新基準」と総称する）を公布した。これは、保険契約に関する現行の会計基準の実施過程で存在する課題に対応し、企業会計基準と国際財務報告基準との差を縮めることを目的としている。保険契約に関する新会計基準の実施は、保険業の財務会計に破壊的な変革をもたらすものと考えられる。また、保険会社の財務情報の目的への適合性と透明性を高め、保険会社の経営業績と利益源に関するより正確な表示に役立ち、様々な面で保険会社の経営管理に深遠な影響をもたらすことが予想される。

関連する保険会社は、最も早い場合には 2023 年 1 月 1 日から新基準を実施する予定である。政策施行が差し迫る中、新基準によってもたらされる潜在的な影響について全面的な分析と整理を行う必要があることは、多くの保険会社の共通認識となっている。その中でも、税務処理に与える影響は、考察すべき重要な側面の一つである。企業の財務会

¹ 本 Tax Analysis の執筆にあたって、デロイト監査パートナーの文啓斯と馬千魯、及びディレクターの劉世清も参与した。

計と税務処理は通常、会計基準と税法という異なる規制体系に属している。一見、新基準は、保険業に適用される税法上のルールの変更を引き起こすものであるという認識はされない。しかしながら、中国における税法の沿革と税務実務の観点から、企業の財務会計は、税務処理において非常に重要な役割を果たすと考えられる。従って、会計基準の変更による税務上の影響は業界及び政策策定者にとって、注目に値する事項であるといえる。本 Tax Analysis では、保険会社の企業所得税と増値税の観点から、保険契約に関する新会計基準による潜在的な税務上の影響及び租税政策に関する分析を行う。

企業所得税

税務上の収入・原価などの集計基準が変更される可能性

中国における企業の会計処理は税務処理において基礎的な役割を果たしており、この仕組みは企業所得税体系において特に顕著に表れている。これまで、税務当局と納税者は原則として、会計上の税引前当期純利益を計算の基礎とし、会計処理と税務処理との差異を把握する上で、会計上の利益に対して納税調整を行うという方法を通じて、間接的に課税所得額の計算を行っていた。そして、これを企業所得税の課税標準として認識してきた。2008 年改正の企業所得税法において、収入総額から条件に合致する各種支出を控除して課税所得額を計算するという基礎的な計算式が提示されたが、実務上で前述の計算方法が変更される規定は存在していなかった。また、課税所得額の計算に必要な各種要素（例：収入・原価・費用など）の定義及び実施ガイドラインの策定において、立法者及び関連の行政機関は、当時の会計基準を参照した。これは、会計処理と税務処理との差異を縮小させる立法理念と施策方針を十分に反映している。また、会計処理と税務処理との差異を合理的な範囲に抑えることに貢献し、徴税コストの削減に寄与すると考えられる。実務において、商品の生産と販売又はサービスの提供に従事する多くの企業（保険会社を含む）における主な納税調整は、支出項目を対象として、損金算入を制限する形で行われることが多い。一方、営業収入などの項目に対する税務処理は、ほぼ会計処理に沿ったものとなっている。

社会経済構造の変化に伴い、近年、会計基準の変更・調整が加速している。施行後、10 年以上が経過した企業所得税法が、これまで通りに会計処理と税務処理との差異を合理的な範囲に抑えられるかは新たな挑戦であると考えられる。また、新基準の実施はこの範疇に属するものである。

新基準では、保険サービスの収益認識と保険契約の負債測定などについて大きく変更されており、財務諸表における保険サービスの収入・コストなどの項目の定義と内容は、現行の会計基準と大きく異なるものとなっている。例えば、現行の会計基準では、保険サービスの収益認識は通常、企業が当期において収受すべき又は実際に収受した保険料に基づき行われる。一方、新基準では、保険サービスの収益認識と保険料の収受との紐付けがなくなり、投資要素は保険サービスの収益から除外される。また、投資要素除外済みの保険料は一括で収益に認識されることなく、保険会社による保険サービスの提供が開始する前に、保険会社は顧客から受け取った保険料を保険負債として認識し、将来、保険サービスの提供に合わせて保険サービスの収益認識を行う必要がある。新基準に基づく保険サービス収益の会計処理は、保険会社の数理モデル及びその結果に依存するため、現行の会計基準と比べて、より複雑である。投資要素の除外により、保険会社、特に生命保険会社のサービス収入が大幅に減少し、保険会社全体の収入と利益は、保険期間内において平準化することが想定される。

新基準を実施する保険会社は課税所得額の計算にあたって、新基準に基づく保険サービスの収益とコスト等の要素の集計基準に準拠すべきか否かについて、業界では以下の 2 つの異なる観点がある。

- 観点 1：企業所得税法では、「税務上の収入や原価などの要素の定義及び集計基準は、会計基準の変化に伴い調整することができる」と規定されていない。しかし、

For more information, please contact:

JSG Tax team

華北地区

北京

浦野 卓矢

Director

Tel: +86 10 8512 5524

Email: turano@deloitte.com.cn

華東地区

上海

板谷 圭一

Partner

Tel: +86 21 6141 1368

Email: kitaya@deloitte.com.cn

川島 智之

Senior Manager

Tel: +86 21 6141 1172

Email: tomkawashima@deloitte.com.cn

華南地区

広州

左 迪

Partner

Tel: +86 20 2831 1309

Email: ezuo@deloitte.com.cn

Southern China

Aileen Jiang

Partner

Tel: +86 755 3353 8088

Email: aileenjiang@deloitte.com.cn

Shanice Siu

Partner

Tel: +86 755 3353 8389

Email: shsiu@deloitte.com.cn

現行の会計基準における収入・原価等の要素の集計基準は、税法上でも認められていることから、税法に改正がない限り、保険会社は引き続き現行の会計基準に従って保険の収益やコスト等の要素の集計を行い、これに基づき課税所得額を計算することができると考えられる。この観点 1 が採用された場合、新基準の実施により、会計処理と税務処理との間に大きな差異が発生することが想定されるため、保険会社は財務報告及び課税所得額計算のニーズを同時に満たすため、現行基準と新基準にそれぞれ対応した 2 つのデータ集計体系を維持する必要がある。これは保険会社の管理負担及び税務当局の徴収管理コストを大幅に増加させることが予想される。

- 観点 2：企業所得税法の立法ときに「会計処理と税務処理の差異を減らす」と掲げられたことに鑑みて「税務上の収入や原価などの要素の集計基準は、会計基準の変化に伴い調整することができる」ようにすることは、税法の使命でもありと考えられる。この観点 2 は、会計処理と税務処理の差異への対応による管理コスト増加の回避には寄与できるものの、それを支えるだけの十分な法的根拠がない。また、会計基準と税法とでは、調整の対象や目的が完全に一致せず、会計基準の規定に直接適用する方法に合理性があるか否か、税法上のニーズを満たせるか否かについては、検証する必要がある。

上述した 2 つの観点の取捨選択は、新基準の施行日が近づくにつれ、切迫したものとなる。この意思決定は保険会社の管理コストに大きな影響を与えるため、企業の財務部門と税務部門は、新基準が保険業界に与える影響について慎重に研究・評価する上で、新基準に基づく企業所得税の課税所得額の計算方法、特に収入・原価などの要素の集計基準を早期に把握することが推奨される。保険会社はこれらの租税政策の動向に留意し、新基準に対応するためのシステム改造やプロセス改革の計画に際して、関連の税務要素を適時に考慮する必要がある。

支出項目に対する納税調整

現行の会計基準と企業所得税法は相互に調和しているが、保険会社には納税調整項目が一定程度存在する。前述の通り、投資業務を除き、保険会社の納税調整は控除項目を対象とするものが多い。それには非保険会社にも適用される一般的な納税調整

（例：従業員の賃金給与・交際費・広告費及び宣伝費の控除限度額に基づく納税調整）や、保険業務手数料及びコミッション、責任準備金といった保険業特有の項目に関する納税調整が含まれる。それらの納税調整項目は種類にかかわらず、全て現行の会計基準から生じたものである。新基準の実施に伴い、納税調整の適用環境に変化が生じることは避けられない。その結果、これらの項目を対象とする納税調整は、実務上、一連の問題をもたらす可能性がある。

前述の観点 1 が採用された場合、新基準を実施する保険会社は課税所得額を計算する際に、収入・原価などの関連項目に対して、現行の会計基準に基づき調整を行う必要がある。そのため、保険会社に存在する現行の納税調整項目は存続し、関連の納税調整は引き続き行われることが予想される。

前述の観点 2 が採用された場合、前述した項目に対する納税調整の適用上、弊害が生じることが予想される。交際費の納税調整を例に挙げると、現在、企業は当期において発生した交際費うち、その 60%を損金算入できるものの、当期の売上高（営業収入）の 5%を上回ってはならないと規定されている。前述の通り、新基準の施行後、保険会社が控除限度額を計算する際に使用する会計上の収入は、当期において収受すべき又は実際に収受した保険料に基づき計算されるものではなくなる。一方、新基準では、保険会社で発生する交際費は保険契約取得費用として、保険期間において償却する方法を通じて、各期の損益に按分して計上される可能性がある。そのため、新基準では、交際費の控除限度額をどのように調整すべきかについて、例えば以下の疑問が挙げられる。

- 納税調整の対象は、「当期に支払うべき又は実際に支払った交際費」が該当するか、それとも「償却を通じて当期の損益に計上された交際費」が該当するか。

Anthony Lau
Partner
Tel: +852 2852 1082
[Email: antlau@deloitte.com.hk](mailto:antlau@deloitte.com.hk)

Jonathan Culver
Partner
Tel: +852 2852 6683
[Email: joculver@deloitte.com.hk](mailto:joculver@deloitte.com.hk)

Western China
Jun Li
Partner
Tel: +86 23 8823 1205
[Email: juncqli@deloitte.com.cn](mailto:juncqli@deloitte.com.cn)

- 当期における控除限度額の計算は、引き続き「当期において収受すべき又は実際に収受した保険料」に基づき行われるか、それとも「当期において会計上に認識した保険サービス料」に基づき行われるか。
- 交際費の納税調整額を従来の集計基準に基づき算出する場合、当該調整額を会計上の当期損益に一括して加算調整できるか否か。関連支出の償却方法を踏まえて、対応期間において各期の会計上の損益を調整する必要があるか否か。

保険会社における従業員の賃金給与、広告費及び宣伝費、手数料及びコミッションなどは、様々な業務遂行上、保険契約取得費用として、保険期間において償却する方法を通じて各期の損益に按分して計上される可能性がある。それにより、交際費と類似する問題が引き起こされる可能性がある。また、繰越控除に関する調整項目がある場合、関連する分析がより複雑になることも想定される。さらに、保険業の代表的な費用項目である準備金支出は、新基準により、損益計算書において複数の勘定科目に分割表示されるようになるため、準備金支出の納税調整に現実的な問題をもたらすことが想定される。

総じて、将来において、保険会社が課税所得額の計算に際して、新会計基準に基づく「保険サービスの収益とコストなどの項目の集計基準」を採用すると同時に、現行会計基準体系下の納税調整政策及びその実施規定を引き続き適用することが財政・税務関係の政府機関に認められた場合、「新基準に基づき会計処理を行う一方、納税調整のために、現行基準に基づく関連項目の集計能力を維持する必要があるが、算出された納税調整額は新基準に基づき集計した財務データとの適合が難しい（適合するには高額な会計費用が発生する）」というジレンマが発生する。従って「税法上における保険会社の収益・コストなどの各要素の集計基準は、保険契約に関する新会計基準と一致する」ことが将来に明確化されることを前提として、財政・税務関係の政府機関は、現行の会計基準における保険会社の納税調整事項を整理し、租税徴収効率向上の観点から適切な政策調整（例：控除限度額の計算ベースを調整することなど）を検討することで、保険会社向けの租税政策と新基準の適合性を確保する必要があると考えられる。

新基準移行に関する経過措置による潜在的な税務上の影響

新基準への移行に関する経過措置により、保険会社は新基準の適用にあたって、新基準の遡及適用に起因する利益剰余金の調整が発生する可能性がある。この調整が保険会社の企業所得税の処理に影響を及ぼすか否かについては、更なる明確化が待たれる。将来において「税法上の保険会社の収益・コストなどの各要素の集計基準は、保険契約に関する新会計基準と一致する」ことが財政・税務関係の政府機関に認められた場合、税法上も会計処理に基づいた遡及調整を容認する必要性、及びその結果生じる利益剰余金の調整額を一括又は数期に分割して課税所得額に計上する必要性については、財政・税務関係の政府機関が検討すべき課題として挙げられる。

増値税

中国の税務実務上、みなし販売の納税調整を除き、一般的に、会計上に認識される売上高と、納税者が申告した企業所得税及び増値税の課税所得額は一致すべきものである。また、税務当局は、企業の売上高に関する財務データと納税者の申告した企業所得税及び増値税の課税所得額を照合することで、申告の正確性を管理している。

新基準の実施に伴い、保険サービスの収益に関する集計モデルに抜本的な変化が発生する。保険サービスの収益認識と保険料の収受との紐付けがなくなるため、企業所得税と増値税の課税所得額はこれまでと同様の集計基準が適用されるか否かという懸念が生じる。前文における企業所得税の処理に関する分析の結果、課税所得額と税引前当期純利益の類似性により、会計上の集計基準に基づく税務上の収益認識を認めることは、施策方針の選択肢の一つであると述べた。しかし、増値税は流通税であり、その課税所得額の計算上、課税取引金額の算定がその起点とされる。増値税暫定条例の規定上「増値税課税売上高は、納税者に発生した課税販売行為による売上税を除いたすべての代金及び価格外費用である」と定められている。「発票に基づく租税管理」の理念に基づき、増値税の課税所得額の算定上、取引当事者による支払いと取引証拠書類の発行との直接的な紐付けが必要とされる。そのため「企業所得税上、保険契約に関する新会計基準に基づき、保険サービス収益を認識する」ことが認められる場合においても、増値税上、保険業の課税所得は、引き続き現行規定に準拠して、保険契約に従い収受すべき又は実際に収受した保険料に基づき収入の認識と発票の発行を行う必要があると考えられる。

その場合、保険会社の申告する増値税の課税所得額と、会計上の保険サービス収益又は企業所得税上の課税所得額との間に比較的大きな差異が発生することが想定され、保険会社及び税務当局は、税務管理方式の更新が求められる。保険会社にとって、会計上認識する収益と増値税の課税所得額との直接な紐付けが困難になり、会計上認識する収益を増値税課税売上高の計算に直接利用することができない。正確な増値税課税売上高のデータを得るために、個別の台帳を作成して記録することも想定される。税務当局が企業の申告した増値税課税所得データの正確性を確認する際に、財務諸表との照合を通じて実施することができなくなる可能性があることから、徴収側と納付側の両方にとって、管理コストが上昇する可能性がある。

まとめ

保険契約に関する新会計基準の実施は保険会社の会計処理に大きな影響を与えることが想定される。多くの保険会社は上述の影響に対応するため、システム更新を実施している。また、新基準による税務上の影響も軽視してはならない。保険会社は租税政策の動向に留意すると同時に、新基準に関する税務上の課題の解決を積極的に推進し、新基準への対応計画へ税務に関連する検討事項を織り込むことが推奨される。

また、財政・税務関係の政府機関及び業界の監督管理を担う政府機関は、新基準の実施によって引き起こされる租税問題に注目し、関連事項に対して適時に研究を行うことで、新基準に関する税務処理の速やかな明文化・関連の租税政策ガイドラインのアップデート・政策の不確実性によるリスクの軽減が期待される。

Tax Analysis is published for the clients and professionals of the Hong Kong and Chinese Mainland offices of Deloitte China. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information or advice, please contact:

Deloitte China Tax Managing Partner

Eunice Kuo

Partner

Tel : +86 21 6141 1308

Fax : +86 21 6335 0003

Email : eunicekuo@deloitte.com.cn

Northern China

Andrew Zhu

Partner

Tel : +86 10 8520 7508

Fax : +86 10 8518 7326

Email : andzhu@deloitte.com.cn

Eastern China

Maria Liang

Partner

Tel : +86 21 6141 1059

Fax : +86 21 6335 0003

Email : mliang@deloitte.com.cn

Southern China

Victor Li

Partner

Tel : +86 755 3353 8113

Fax : +86 755 8246 3222

Email : vicli@deloitte.com.cn

Western China

Frank Tang

Partner

Tel : +86 28 6789 8188

Fax : +86 28 6500 5161

Email : ftang@deloitte.com.cn

About the Deloitte China National Tax Technical Centre

The Deloitte China National Tax Technical Centre ("NTC") was established in 2006 to continuously improve the quality of Deloitte China's tax services, to better serve the clients, and to help Deloitte China's tax team excel. The Deloitte China NTC prepares and publishes "Tax Analysis", etc. These publications include introduction and commentaries on newly issued tax legislations, regulations and circulars from technical perspectives. The Deloitte China NTC also conducts research studies and analysis and provides professional opinions on ambiguous and complex issues. For more information, please contact:

National Tax Technical Centre

Email : ntc@deloitte.com.cn

Managing Partner/Northern China

Julie Zhang

Partner

Tel : +86 10 8520 7511

Fax : +86 10 8518 1326

Email : juliezhang@deloitte.com.cn

Eastern China

Kevin Zhu

Partner

Tel : +86 21 6141 1262

Fax : +86 21 6335 0003

Email : kzhu@deloitte.com.cn

Western China

Tony Zhang

Partner

Tel : +86 28 6789 8008

Fax : +86 28 6317 3500

Email : tonzhang@deloitte.com.cn

Southern China (Mainland)

German Cheung

Director

Tel : +86 20 2831 1369

Fax : +86 20 3888 0121

Email : gercheung@deloitte.com.cn

Southern China (Hong Kong)

Doris Chik

Director

Tel : +852 2852 6608

Fax : +852 2851 8005

Email : dchik@deloitte.com.hk

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify cimchina@deloitte.com.hk.

デロイトについて

Deloitte（デロイト）とは、デロイトトウシュートマツリミテッド（「DTTL」）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して「デロイトネットワーク」）のひとつまたは複数指します。DTTL（または「Deloitte Global」）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は、www.deloitte.com/cn/about をご覧ください。

デロイトは世界で最大級のプロフェッショナルファームの一つであり、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務及びこれらに関連するサービスをクライアントに提供しています。デロイトは世界における 150 を超える国・地域のグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して「デロイトネットワーク」）を通じて、フォーチュングローバル 500 の約 80% の企業にプロフェッショナルサービスを提供しています。約 312,000 名のプロフェッショナルからなるデロイトの詳細については、www.deloitte.com/cn/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジアパシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

デロイトは 1917 年に初めて上海に事務所を設立しました。現在、デロイト中国は中国現地の企業、中国における多国籍企業及び高成長企業に、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務及びこれらに関連するサービスを提供しています。デロイトは中国の会計基準、税制及びプロフェッショナルの育成に多大な貢献をしてきました。デロイト中国は中国本土で設立されたプロフェッショナルサービスファームであり、デロイト中国のパートナーが所有しています。デロイトの中国マーケットでの成果に関する多くの情報は、デロイト中国のソーシャルメディア(www2.deloitte.com/cn/zh/social-media) からご覧いただけます。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、DTTL、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して「デロイトネットワーク」）のいずれも、これにより専門的なアドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を与える可能性のある意思決定をし、或いは何らかの行動をとる前に、プロフェッショナルのアドバイスを受けることをご提案いたします。

本資料における情報の真実性或いは完全性に対し、我々はいかなる（明示的或いは暗示的な）言及、保証と承諾をしないものとします。いかなる DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、従業員または代理者は本資料に依拠することにより生じた如何なる直接的または間接的な損失に対しては責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。